

建設工事請負契約における中間前金払に関する「Q & A」

Q 1 中間前金払とは何ですか？

A 1

建設工事におきましては、現在、請負代金額の10分の4以内を前金払として支払いを行っておりますが、施工の中間時期に10分の2までを追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

中間前金払は、受注者への円滑かつ速やかな資金提供を図ることで、下請業者への適切な支払い、建設業者の資金繰り改善、事業経営の安定化につなげるとともに、受注者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q 2 中間前金払の対象となる工事は？

A 2

中間前金払の対象工事は、当初契約の請負代金額が200万円以上の建設工事です。ただし、当初の前金払を受領していることが必要となります。

Q 3 中間前金払制度のメリットは何ですか？

A 3

中間前金払は、部分払と比較し、請負者および発注者双方の事務を大幅に簡素化することができます。

部分払の場合は出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため部分払に比べ、検査等にかかる手間と時間が大幅に節約されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。

なお、中間前金払の認定請求の時期については、「工期の2分の1を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも請負代金額の2分の1以上になったとき」にいつでも認定請求が可能となります。

Q 4 実際の工事出来高が予定出来高を下回っている場合でも、中間前金払を請求することができますか？

A 4

中間前金払の請求はできます。

中間前金払の認定条件は、「工期の2分の1を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも請負代金額の2分の1以上になったとき」ですので、予定出来高の消化状況に関係なく認定請求することができます。

Q 5 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A 5

中間前金払認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）及び工事写真等を添付して発注者（工事担当課）に提出してください。

Q 6 中間前金払の認定までの期間はどの程度かかりますか？

A 6

中間前金払にかかる認定の請求があった場合、発注者では直ちに認定を行い、その結果を通知します。この認定請求から通知を行うまでの期間は概ね1週間と考えています。

Q 7 中間前金払の支払請求の時期と提出書類はどうなっていますか？

A 7

中間前金払の認定請求を行い、発注者から中間前金払認定書（様式第3号）が届いた後、前金払請求書（近江八幡市建設工事執行規則別記様式第10号）に中間前払金保証証書（保証事業会社が発行）を添付して発注者に提出してください。

Q 8 請負契約が変更（増額・減額・工期延長）された場合、中間前金払はどうなりますか？

A 8

中間前金払は、「請負代金額の20%以内で、かつ前金払（中間前金払含む）の支払総額が60%を超えないこととなっています。

【増額】の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金払 > 変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前金払の額となります。

例) 請負代金額 1,000万円 増額変更 500万円 前払金 400万円

1,500万円×60%－400円 > 1,500万円×20%

500万円 > 300万円

中間前払金請求可能額 300万円

【減額】の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金払 < 変更後の請負代金額×20%」となります

ので、「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金払」が中間前金払の額となります。

例) 請負代金額 1,000万円 減額変更 200万円 前払金 400万円

$800万円 \times 60\% - 400万円 < 800万円 \times 20\%$

$80万円 < 160万円$

中間前払金請求可能額 80万円

Q9 「部分払」との関係はどうなりますか？

A9

部分払と中間前金払は併用することはできません。前金払等の条件は入札案内に明示してありますので確認してください。

例1) 入札条件記載 前金払 (無) 部分払 (無)

前金払 ×

中間前金払 ×

部分払 ×

例2) 入札条件記載 前金払 (有) 部分払 (無)

前金払

中間前金払

部分払 ×

例3) 入札条件記載 前金払 (有) 部分払 (有)

前金払

中間前金払 ×

部分払